



島根県報

令和2年2月28日（金）

第 8 4 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則 (薬事衛生課) 2

【告 示】

換地処分 (農村整備課) 3

県営土地改良事業の工事の完了 (") 3

解除予定保安林 (森林整備課) 3

保安林予定森林 (") 4

保安林の指定 (") 4

保安林の指定施業要件の変更（3件） (") 5

森林法第189条の規定による告示及び掲示（5件） (") 6

島根県指定金融機関等の名称等の一部改正 (会計課) 8

【公 告】

河川法の規定による簡易代執行の実施 (河川課) 9

令和2年度における宅地建物取引業法の規定による講習 (建築住宅課) 9

【特定調達公告】

島根県立中央病院緊急車両等運行管理業務委託に係る随意契約の相手方等 (病院局) 10

【人委規則】

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 10

【公安告示】

空港保安警備業務1級検定及び空港保安警備業務2級検定の実施 (警察本部) 11

公布された条例等のあらまし

◇製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則（規則第8号）

1 規則の概要

- (1) 様式の整備（様式第1号・様式第2号・様式第4号—様式第9号関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

規 則

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第8号

製菓衛生師法施行細則（昭和42年島根県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「省令」という。」を削る。

第2条中「つど」を「都度」に改める。

様式第1号中

「住 所

氏 名

㊟ を

年 月 日生」

「住 所

ふりがな

氏 名

㊟ に改

年 月 日生

電話番号

」

める。

様式第2号中

「備考

この証明書は、都道府県菓子工業組合等の裏書証明を受けるものとする。」を

「備考 従事した菓子製造業施設の営業者が証明すること。ただし、営業者（法人の場合にあっては、法人の代表者を
含む。）が従業員と同一人、配偶者若しくは2親等以内の血族の場合又は廃業等によって元の営業者による証明
ができない場合は、菓子工業組合等所属団体の長又は同業者が証明すること。」

に、「菓子製造業者 氏 名」を「証明者 氏 名」に改める。

様式第4号中

「

氏 名		性 別	男 ・ 女
		生年月日	年 月 日生

」

を

「

ふりがな		性 別	男 ・ 女
氏 名		生年月日	年 月 日生
電 話 番 号			

に改める。

様式第5号から様式第9号までの様式中「住 所
氏 名」を

「住 所
ふりがな
氏 名」に改める。
電話番号」

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第95号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和2年2月17日付けで県営土地改良事業に係る雲南北地区（昭和工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和2年2月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第96号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和2年2月28日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	完了年月日
佐田地区（窪田中央工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業（一般型））	平成30年3月20日
佐田地区（毛津工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業（一般型））	平成31年3月5日

島根県告示第97号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年2月28日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所
雲南市大東町塩田1042-1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第98号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年2月28日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
大田市三瓶町池田字長常川平2653-4
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第99号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年2月28日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林の所在場所
浜田市三隅町岡見3189、3197-1、3198、5442-1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第100号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年2月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第101号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年2月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第102号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年2月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第103号

令和元年島根県告示第407号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和2年2月28日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不 明 確 である 通知 の 相 手 方
浜田市金城町久佐イ1198、イ1198-5、イ1198内9	川上 勇
浜田市金城町久佐イ1198内6からイ1198内8まで	川上 兼次郎
浜田市金城町久佐イ1198内10	谷口 實
浜田市金城町久佐イ1199	川上 兼之
浜田市金城町久佐イ1259-1、イ1259-11からイ1259-14まで、イ1267続1-12	堀部 みずほ
浜田市金城町久佐イ1267-1	西坂 秀雄
浜田市金城町久佐イ1267続1-4、イ1267続1-5、イ1267続1-8、イ1267-20、イ1267-23、イ1267内6、イ1267内8、イ1267内9	岡田 国弘

浜田市金城町久佐イ1267続1-10	戸田 セイ
浜田市金城町久佐イ1267続1-13	戸田 来
浜田市金城町久佐イ1267内5、イ1267内18	屋敷 初市
浜田市金城町久佐イ1267-14	佐々田 倫一
浜田市金城町久佐イ1267-14、イ1267内22	佐々本 留市
浜田市金城町久佐イ1267-14	山本 利茂
浜田市金城町久佐イ1267内16	居野原 虎市
浜田市金城町久佐イ1267内16	原田 實太
浜田市金城町久佐イ1267内16	山根 勘三郎
浜田市金城町久佐イ1267内19	戸田 徳次郎
浜田市金城町久佐イ1267内21	高橋 猛博
浜田市金城町久佐イ1303-8	川本 昭則
浜田市金城町久佐口307	村田 才四郎
浜田市金城町久佐口313-3	山本 友二郎

島根県告示第104号

令和元年島根県告示第408号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和2年2月28日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
浜田市金城町追原5乙、2065内1	嘉戸 武雄
浜田市金城町追原538	松本 寿喜
浜田市金城町追原1684-6、1684内1	藤巻 久寿
浜田市金城町追原2075	古川 清

島根県告示第105号

令和元年島根県告示第453号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を吉賀町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和2年2月28日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
鹿足郡吉賀町蓼野1474	宗内 利成
鹿足郡吉賀町蓼野1878	斎藤 太市
鹿足郡吉賀町蓼野1957	寺戸 吉助
鹿足郡吉賀町蓼野1957	平本 ユキ

鹿足郡吉賀町蓼野1961-1	宗内 秀夫
鹿足郡吉賀町蓼野1961-1	藤本 定美

島根県告示第106号

令和元年島根県告示第454号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を吉賀町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和2年2月28日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
鹿足郡吉賀町田野原1711-1	三家本 忠行
鹿足郡吉賀町田野原2363、2367-1	木村 勝治

島根県告示第107号

令和元年島根県告示第489号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を吉賀町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和2年2月28日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
鹿足郡吉賀町田野原2192-1、2192-2、2206-4、2207	大庭 澄男
鹿足郡吉賀町田野原2206-4	宇佐川 明
鹿足郡吉賀町田野原2207	宇佐川 清左衛門
鹿足郡吉賀町田野原2333-7	大庭 武志

島根県告示第108号

島根県指定金融機関等の名称等（平成16年島根県告示第67号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月28日

島根県知事 丸 山 達 也

「
 第3号の表中

西中国信用金庫
株式会社商工組合中央金庫

 を
 」

「

西中国信用金庫

 に改める。
 」

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が令和2年3月27日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年2月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 河川名

二級河川堀川水系堀川（出雲市大社町杵築西及び修理免地内）

2 当該措置を命ずべき者

次に掲げる係留施設等の所有者、占有者その他権原を有する者

- (1) 灘橋上流約15メートルの左岸に設置されている係留施設一式及びその他付属物一式
- (2) 馬渡橋下流約130メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他付属物一式
- (3) 馬渡橋下流約80メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他付属物一式
- (4) 馬渡橋下流約40メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他付属物一式
- (5) 馬渡橋下流約10メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他付属物一式
- (6) 馬渡橋上流約5メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他付属物一式
- (7) 馬渡橋上流約130メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他付属物一式
- (8) 流下橋下流約25メートルの左岸に設置されている係留施設一式及びその他付属物一式

3 当該措置の内容

当該係留施設等を河川区域外に除却すること。

4 当該措置を行うべき理由

当該係留施設等の放置が河川法第24条及び第26条の規定に違反しているため

5 本件に関する問合せ先

〒693-8511 出雲市大津町1139

出雲県土整備事務所維持管理部管理第二課 電話 0853-30-5712

令和2年度における宅地建物取引業法の規定による講習の指定（平成30年島根県告示第742号）により指定した講習は次のとおりである。

令和2年2月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 主催者の名称、住所及び連絡先

公益社団法人全日本不動産協会 東京都千代田区紀尾井町3-30 全日会館 03-3263-7030

2 開催日時並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	時 間	会 場 名	所 在 地
2020年9月19日（水）	午前9時30分から午後4時40分まで	くにびきメッセ	松江市学園南一丁目2-1
2021年3月10日（水）	午前9時30分から午後4時40分まで	いわみーる	浜田市野原町1826番地1

- 3 受講料
12,000円

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年2月28日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

- 1 件名及び数量
島根県立中央病院緊急車両等運行管理業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院 事務局総務部総務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年2月6日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
北陽警備保障株式会社 代表取締役 幡 好明 島根県松江市袖師町9番35号
- 5 随意契約に係る契約金額
87,120,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続き
随意契約
- 7 特例公告を行った日
令和元年12月24日
- 8 随意契約によることとした理由
再度入札においても落札候補者がいないため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定により最低価格入札者と随意契約の協議を行い、見積金額が予定価格の範囲内となったことから随意契約を行うこととする。

人 事 委 員 会 規 則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月28日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第2号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「豚コレラ」を「豚熱」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第21号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

令和2年2月28日

島根県公安委員会委員長 遠藤 充子

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
空港保安警備業務1級	学科試験	令和2年6月4日（木）午前9時30分から午前11時まで	15人程度
	実技試験	令和2年7月18日（土）午前8時30分から午後5時まで	
空港保安警備業務2級	学科試験	令和2年6月4日（木）午前9時30分から午前11時まで	15人程度
	実技試験	令和2年7月11日（土）午前8時30分から午後5時まで	

2 実施場所

(1) 学科試験

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

(2) 実技試験

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 空港保安警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。 ○ 空港に関すること。 ○ 空港保安警備業務の管理に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物等検査に関すること。 ○ 空港保安警備業務の管理に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 空港保安警備業務2級検定

区 分	科 目
学科試験	○ 警備業務に関する基本的な事項

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法令に関すること。 ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物等検査に関すること。 ○ 空港に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物等検査に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 空港保安警備業務1級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（空港保安警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 空港保安警備業務2級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

令和2年5月11日（月）から同月15日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 空港保安警備業務1級検定

(7) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(4) 添付書類

- a 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- b 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通
- c 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通
- d 4の(1)のアに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び空港保安警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

e 4の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

イ 空港保安警備業務2級検定

(7) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(i) 添付書類

a 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

b 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

c 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は、還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 検定の実施

この検定は、鳥取県公安委員会、島根県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。